

宮城県道路公社																	
部		次		次		課		副		副		技術補佐		係		設計者	
長		長		長		長		参事		参事				長			
工 事 仕 様 書																	
事業年度		平成25年度			工事番号			仙松(VI)橋第 9－2号									
工事名		仙台松島(VI) 橋梁上部工(前沢橋)工事 実 施 仕 様 書															
路線名		一般国道45号															
施行地名		宮城郡 松島町 根廻 地内															
工期		平成 25 年 月 日 から 平成 26 年 11 月 28 日															
工 事 概 要																	
別紙のとおり																	

工 事 概 要	
仙松(Ⅵ)橋9－2号 仙台松島(Ⅵ) 橋梁上部工(前沢橋)工事	
○ 橋梁上部工 橋長 L=43. 000m、幅 員 W=10. 250m 鋼単純非合成箱桁橋	
・ 製作鋼重	V= 150.3 t
・ 鉄筋コンクリート床版	A= 438.7 m2
・ 落橋防止装置(PC連結ケーブル)	N= 8 箇所
・ ゴム支承(水平反力分散型)	N= 4 箇所
下部工	
・ 橋台工(一部改良)	一 式
・ 踏掛版工	一 式
・ 仮設工	一 式

三陸自動車道

施工箇所

18.3km

松島北IC

松島大郷IC

松島海岸IC

鳴瀬奥松島IC

矢本IC

前沢橋

石巻湾
平成25年度
仙松(VI)橋第9-2号

位置図

1:50,000 松島

工 事 仕 様 書 (鏡)

鏡

積 算 基 準 年	<table><tr><td>単価適用年月</td><td>歩掛適用年月</td><td>基準適用年月</td><td>単価適用年月 (建設物価・積算資料)</td><td>単価地区</td></tr><tr><td>平成25年9月</td><td>平成25年9月</td><td>平成25年9月</td><td>平成25年8月</td><td>松島町</td></tr></table>					単価適用年月	歩掛適用年月	基準適用年月	単価適用年月 (建設物価・積算資料)	単価地区	平成25年9月	平成25年9月	平成25年9月	平成25年8月	松島町
単価適用年月	歩掛適用年月	基準適用年月	単価適用年月 (建設物価・積算資料)	単価地区											
平成25年9月	平成25年9月	平成25年9月	平成25年8月	松島町											
工 事 名 称	仙台松島(VI) 橋梁上部工(前沢橋)工事														
設 計 書 種 類	実施仕様書														
工 事 場 所															
河 川 道 路 名															
工 事 概 要															
元 工 期	契約締結日の翌日 ～ 平成 年 日														
変 更 工 期	契約締結日の翌日 ～ 平成 年 日														

特記仕様書

施工条件明示書

工事番号	平成25年度 仙松(VI)橋第9-2号	工事名	仙台松島(VI) 橋梁上部工(前沢橋)工事	事務所名	宮城県道路公社						
項	目	条	件	内	容	施	工	方	法	備	考
1	共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。									
2	主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置										
(1)	現場施工に着手する日の指定	☒ あり	☐ ない	平成25年11月 5日とする 請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8) 上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm							
3	工程関係										
(1)	関連工事による施工時期の調整	☒ あり	☐ ない	道路改良及び橋梁下部工(堤大橋地)工事、橋梁上部工(左坂橋)工事(未発注)、舗装工事(未発注)				監督職員と協議を行い施工すること			
(2)	施工時期による制限	☒ あり	☐ ない	官公庁の休日については、作業を行わないものとする。但し、上記工事との調整により、施工を行う必要が生じた場合は協議事項とする				監督職員と協議を行い施工すること			
(3)	関係機関等との協議の未成立	☐ あり	☒ ない								
(4)	関係機関等との協議結果、特定条件の付加	☒ あり	☐ ない	各関係機関との協議の結果による(「18 施工条件について」参照)				監督職員と協議を行い施工すること			
4	公害対策関係										
(1)	施工方法、機械施設、作業時間等の制限	☒ あり	☐ ない	各関係法令、条例による				監督職員と協議を行い施工すること			
5	安全対策関係										
(1)	交通安全施設等の指定	☒ あり	☐ ない	国道45号との交差協議、警察協議及び保安施設設置計画書による				監督職員と協議を行い施工すること			
(2)	占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	☒ あり	☐ ない	一般国道45号における、東北電力、NTT柱及び光ケーブルとの近接。桁架設時に支障となる場合は、移設協議が必要となる。				監督職員と協議を行い施工すること			
6	排水工関係										
(1)	濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	☐ あり	☒ ない	必要に応じ別途協議のこと							
7	建設副産物対策関係										
(1)	共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、平成23年4月より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部が改正されたので、廃棄物を処理する際は十分留意のこと(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。 工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。									
				処理・処分場所		処理・処分方法		距離	制限時間		
(2)	建設発生土 (建設汚泥)	処理・処分	☒ あり	☐ ない	東松島市地区	残土運搬	5.5 km	8 時 30 分 ~ 17 時 00 分			
(3)	建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	☒ あり	☐ ない	コンクリート塊	(有筋)エコランドキムラ (無筋)エコランドキムラ	中間処理	11 km	8 時 30 分 ~ 17 時 00 分		
			☐ あり	☒ ない	アスファルト塊			km	時 分 ~ 時 分		
			☐ あり	☒ ない	建設発生木材			km	時 分 ~ 時 分		
			☐ あり	☒ ない	建設汚泥			km	時 分 ~ 時 分		
			☐ あり	☒ ない	その他			km	時 分 ~ 時 分		
(4)	再生材の利用	☒ あり	☐ ない	種類・数量	再生砕石(RC-40)						
8	工事現場のイメージアップ										
		☒ あり	☐ ない	内容 イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。							
9	品質証明										
(1)	品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	☒ あり	☐ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。							
(2)	施工プロセス品質確認チェックリストの対象	☐ あり	☒ ない								
10	標準的な設計図書による発注方式	☒ あり	☐ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。							
11	資材関係										
(1)	生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。									
(2)	宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。 「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は資源循環推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	必須	1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。								
		☐ あり	☒ ない	2. 盛土材、埋め戻し材							
		☐ あり	☒ ない	3. その他()							
		☐ あり	☒ ない	4. その他()							
(3)	現場吹付法砕工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。									
12	その他										
(1)	舗装の下請制限について	☐ あり	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。							
(2)	「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	☐ あり	☒ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。							
(3)	三者会議の対象の有無	☒ あり	☐ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-6によること。							
(4)	貸与資料の有無	☒ あり	☐ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 平成22年度仙松(測)第18号仙台松島(VI)橋梁設計(前沢橋)業務委託、道路協議資料							
(5)	発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	☒ あり	☐ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。							
(6)	工事写真の電子化の対象の有無	☐ あり	☒ ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。							
(7)	工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。									

13 その他			
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	・下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。		
(2) 間接工事費(率計上分)の率補正について	本工事において被災地以外からの労働者確保に要する追加費用について、間接工事費の率補正を行っている。		
(3) 配置技術者の配置要件について	本工事は配置技術者の配置要件特例(着手日指定工事)の適用工事であるが、手持ち工事は宮城県道路公社発注工事に限られるので、注意すること。		
14 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	工事車両出入り口としては国道45号からを予定しているが、一般車両及び歩行者の通行もあることから、工事周知看板の設置、施工中におけるトラブルの防止に努めるものとする。 資材の搬入・搬出における工事用車両の運転については、公道通行時の法定速度の厳守、右左折時の安全確認の徹底に努めるものとする。 現場付近における環境配慮に努めるとともに、防塵対策を徹底し公道等の清掃に努めるものとする。	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2) 住民への配慮	施工に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底することとするが、監督員と協議の上実施すること。	施工中のトラブル発生時の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講じること。	
15 安全管理の徹底			
(1) 安全訓練等の実施	工事請負者は『仙台松島道路Ⅵ・Ⅶ期事業松島工区災害防止連絡協議会』に入会し、工事の円滑な運営及び労働災害の防止に努めるものとする		
16 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物の取り扱いについて	本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-4に基づき施工計画書に明記すること	
(2) 建設副産物処理の報告	本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。	建設廃棄物等を処理した場合は「再資源化等報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと	
17 安全費について			
(1) 安全費(積上げ)の計上について	・本工事での工事車両等の搬入・搬出口箇所(国道45号)においては、作業時に交通誘導員を当初5ヶ月間を想定して配置することとしている。(国道2人/2箇所(供用日当り2人))。 ・夜間通行止(桁架設時)を4日間予定しており、その内2日について、本工事で交通誘導員を配置する。(左坂橋工事で2日間配置) ・夜間通行止時は、仮設迂回路周辺23箇所に交通誘導員を各1人配置することとしている。 ・配置する交通誘導員は交通誘導員A及びBとする。 ・交通誘導員の配置状況については、毎月ごとに集計し監督職員に報告するものとする。 また上記交通誘導員は、完成時に人数の精算を行うものとする。	保安施設設置計画書に交通誘導員の配置を明記すること	
(2) 交通誘導員の適正配置について	当該路線での交通誘導を行うにあたっては、警備業法施行規則第38条による教育の履修者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者等を配置するものとする。(市道除く)	教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出すること	
18 施工条件について			
(1) 契約書18条に基づく協議について	工事着手前後、速やかに契約書18条に基づく事前調査、測量を実施し、設計図書との照査を行い監督職員へ協議(提出)すること。		
(2) 橋梁上部工における構造計算の確認について	貸与資料に基づき、橋梁上部における構造計算の確認を行うものとする。	監督職員と協議の上施工すること	
(3) 作業時間について	本工事における、施工日時については監督職員が特に認めない限り下記のとおりとする。 1. 作業可能時間としては、基本時間としてAM8:30～PM5:00(後片付け含む)とする 2. 夜間作業時間としては、PM9:00～AM6:00(国道45号通行止め、後片付け含む)とする するが、時間帯については、関係機関と調整が必要のため、監督員と協議するものとする。	監督職員と協議の上施工すること	
(4) 夜間作業について	本施工における、夜間作業としては、下記を予定している。その際は国道45号を通行止めとするため、仮設迂回路を利用するものとする。 1. 桁架設(A1橋台～A2橋台)作業時	監督職員と協議の上施工すること	
(5) 施工ヤードにおける盛土及び土砂撤去について	・施工ヤード構築に当っては、地盤条件に応じ実施計画を立案し協議すること。 ・施工ヤードにおける盛土材は、他工事が搬入(流用土)するものとし、工程については調整するものとする。 ・桁架設作業完了後、盛土材を残土とし搬出し、搬出先については、関係機関との調整により変更となる場合がある。(当初は東松島市内、運搬距離L=5.5km圏内を計上している。)	監督職員と協議の上施工すること	
(6) 重機機械の仕様について	当該施工箇所で使用する重機機械については、低振動・低騒音型の重機機を用いて、周辺環境に影響を及ぼさないよう施工するものとする。	監督職員と協議の上施工すること	
(7) 仙台松島(Ⅶ)橋梁上部工(左坂橋)工事及び舗装工事との工程調整について	・本工事における桁架設着手時期は、平成26年4月頃の夜間作業を想定している。(道路管理者との協議により冬期間を除外) ・桁架設日は4日間を想定しており、また、橋梁上部工(左坂橋)工事と、同時期に作業を行う。 (国道45号を通行止めする関係で) ・平成27年3月末、全線4車線化完了を予定していることから、平成26年9月30日を目標に、舗装工事(未発注)が入れるように努めること。 (舗装工事に影響のない工事のみ、残工期内で完成させること)	監督職員と協議の上施工すること	
(8) 桁架設について	国道45号上における桁架設作業として、一時的に車両交通規制(通行止め)が生じるため、道路管理者との協議が必要となるため、施工前に詳細に打合せを行うこと。 1. 桁架設作業時は、夜間作業での一括架設とする	監督職員と協議の上施工すること	
(9) コンクリート(床版)打設計画について	コンクリート打設においては、事前にコンクリート打設計画書を作成し監督職員の承諾を得ることとする。 コンクリートが狭隙部等に空隙を生じないよう確実に充填され、初期ひびわれが発生しないように十分な品質管理を行うこと。 本工事において、床版部・壁高欄部におけるコンクリートへ膨張材添加(30kg/m ³)を見込んでいる。	監督職員と協議の上施工すること	
(10) 桁輸送について	本工事における桁輸送は、東京都庁を起点とし現場までの距離を計上している。		
(11) 塗装仕様について	本工事における塗装仕様については、鋼道路橋塗装・防蝕便覧を参照するものとする。		

(12) 表面含浸材仕様について	本工事における壁高欄に塗布する表面含浸材仕様としては、表面含浸材(シラン系)とし、塗布量については0.2kg/m2とする。	監督職員と協議の上施工すること	
(13) 仮栈橋について	本工事における仮栈橋の損料については、平成26年3月～平成26年9月までの7ヶ月間を計上している。	監督職員と協議の上施工すること	
(14) 土留・仮締切について	本工事における土留・仮締切工について、鋼矢板(Ⅲ型)の打込・引抜作業(硬質地盤対応)を計上している。鋼矢板の損料については、5ヶ月間を計上している。	監督職員と協議の上施工すること	
(15) 添架管路の添架計画について	本橋における添架計画としては、光ケーブルの添架を予定している。本工事においては、ブラケットの製作及び架設まで行うこととする。	監督職員と協議の上施工すること	
(16) 鋼橋製作における仮組立てについて	本工事における仮組立については、原則として本体の仮組立を行うものとする。	監督職員と協議の上施工すること	
(17) 鋼橋製作における耐候性鋼材について	本工事における耐候性鋼材(ボルト含む)は、ニッケル含有率1%の鋼材を使用し製作するものとする。	監督職員と協議の上施工すること	
(18) その他について	国道45号上に光ケーブルが埋設されているので、施工時は支障がないよう十分留意すること。 既存橋梁に近接して施工するため、クレーンのブーム等の接触に注意すること。また、クレーンブームが既存橋梁側の走行車両にあたえる影響について配慮すること。 施工箇所において、重機の埋没転倒がないように、地耐力等の確認を行ったうえ施工を行うこと。 各関係機関との協議等により、設計内容の変更が生じた場合は設計変更協議事項とする。		
19 その他			
(1) 契約終了時の提出物について	下記のとおりとする。 1. 施工計画書 2. 保安施設設置計画書(警察協議)について、契約終了後速やかに提出を行うこと	監督職員と協議の上提出すること	
(2) 共通仕様書、マニュアルについて	内容について必ず確認すること。 1. 共通仕様書(土木工事編Ⅰ) :平成23年10月1日改定 2. 共通仕様書(土木工事編Ⅱ(共通特記仕様書)) :平成24年10月15日改定 3. 土木設計マニュアル :平成22年9月1日改定	監督職員と協議の上提出すること	
(3) 暴力団等の排除について	1. 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要項(平成20年11月1日施工。以下「排除要項」という)。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。 2. 乙は、排除要項別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要項別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。 3. 乙は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という)。から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。		
(4) 監督補助員の配置について	共通仕様書(第3編土木工事共通編1-1-3)によるものとする。	監督補助員については別途指示	
(5) 成果品について	印刷物の電子データを電子媒体に納め、納品するものとする	監督職員と協議の上提出納品すること	